

## 旧し尿処理施設跡地利用計画（バイオガス事業用地）を決定しました

今回、旧し尿処理施設用地の土地利用計画に関して、入間東部地区事務組合（以下「当事務組合」といいます。）として、その内容を次のとおり決定しましたので、御案内申し上げます。

当事務組合では、現在、老朽化した「し尿処理施設」の更新（建替え）事業を平成28年度から平成30年度までの3年間の計画で進めています。

新たな「し尿処理施設（以下「浄化センター」といいます。）」を建設し、これまで使用していた「し尿処理施設（以下「旧施設」といいます。）」は、解体し、撤去する予定としており、旧施設の用地は、平成30年度末で更地となります。

そこで、これまで当事務組合では、富士見市、ふじみ野市及び三芳町とともに旧施設の用地の平成31年度以降の土地利用計画について検討を進めてまいりました。

このたび、計画内容案の取りまとめができましたので、当事務組合議会、構成市町議会（富士見市・ふじみ野市・三芳町）及び地元自治会、町会関係者の説明会をそれぞれ開催し、事業に対する理解と協力をお願いしてまいりました。

当事務組合では、説明会等での関係者からの意見を踏まえ、次のとおり旧施設用地の土地利用計画を決定しました。

### [旧施設用地の土地利用計画]

民間事業者による「バイオガス事業（以下「本事業」といいます。）用地」として土地を貸し付け、土地利用の最大効果を挙げるものとする。

## バイオガス事業用地のための貸付決定理由

当事務組合が本事業用地を有効活用するため、当事務組合の貴重な財産である浄化センター用地の一部を第三者への貸付は、次の理由をもって決定しました。

### 1 浄化センターの排水の利用

本事業では、バイオガスプラントで使用する処理水として浄化センターで処理し、公共下水道に排水する処理水の一部を使用することとしています。このことにより、下水道処理費の軽減につながるとともに資源循環に貢献できます。

### 2 環境負荷への軽減

本事業では、ごみとして焼却処分されている食品廃棄物をプラントの原燃料として使用されることから地域環境負荷への軽減となります。

### 3 確立されたリサイクルシステム

本事業では、事業の実施によって生じる「廃プラ」及び「脱水汚泥」を、通常は焼却処分とし「ごみ」となるものを本事業の実施者のセメント工場において原燃料とし再利用する独自のリサイクルシステムが確立されていること。

### 4 リサイクル事業での実績

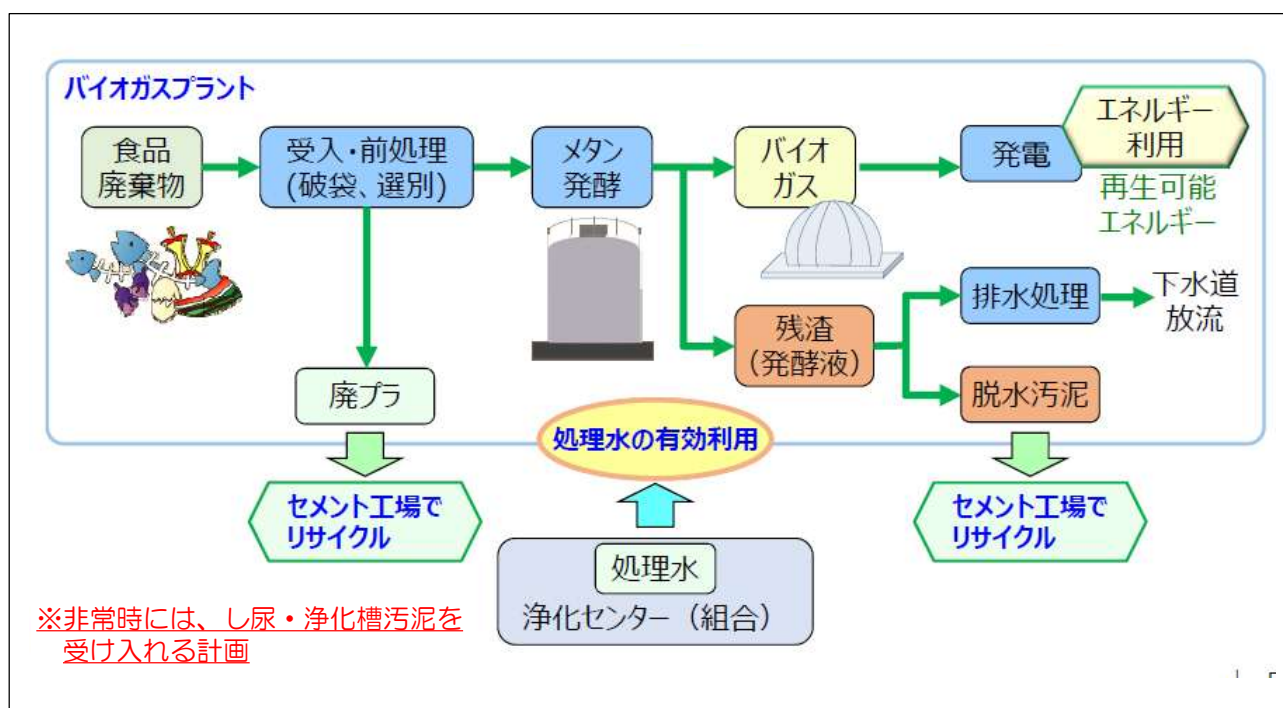
本事業の実施者は、既にセメント事業、非鉄精錬事業で多くの廃棄物を受け入れ、また家電製品等のリサイクル事業についても実績があり、本事業を実施する技術基盤を十分に有している。

## バイオガス事業とは

本事業は、当事務組合が目指す衛生的な社会の構築に合目的となる事業です。

本事業の資源は、動植物を起源とする再生可能な有機性資源であり、ファミリーレストランなどの外食産業から排出される「生ごみ」、食品工場から排出される「調理くず」、スーパー・コンビニ等から排出される「廃棄食品」を資源として活用し、微生物の力を利用して【メタン発酵】させ、メタンを主成分とするガスを生成するものです。

このガス（これをバイオガスといいます。）を利用し、電力を生み出すことのできる事業となっています。



## 事業実施者及び事業の概要

本事業の実施者（用地貸付先）は、次のとおりとなっています。

### ○事業実施者（用地貸付先）

名称 ニューエナジーふじみ野株式会社

住所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館

※上記会社は、三菱マテリアル株式会社が全額出資し、設立した会社となっています。

### ○事業概要

本事業は、食品廃棄物を原材料としたバイオガスプラントでバイオガスを生成し、生成したガスで発電設備で発電し、発電した電力を売電する事業となっています。

食品廃棄物処理量 平均40トン/日

発電能力 500kw

※災害等の非常時には、し尿及び浄化槽汚泥を受け入れる計画です。

## 今後の予定

項目/年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
組 合	基本協定	●		
	住民説明会	●		
	土地賃貸借契約	●		
	用水供給契約	●		
	旧施設解体工事	→		
事 業 者	環境調査	→		
	設置許可申請	→		
	業許可申請	→		
	プラント建設工事		→	
	事業開始			→

※ふじみ野市においては、都市計画の変更手続を平成30年度中に行う予定となっています。